

令和4年9月1日 開会

令和4年 第3回

寒河江市議会定例会議案

寒 河 江 市

目 次

1	議第36号	寒河江市教育委員会委員の任命について	1
2	議第37号	寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について	2
3	議第38号	表彰について	3
4	報告第5号	令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について	5
5	報告第6号	令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について	6
6	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第4号））	7
7	認第1号	令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について	8
8	認第2号	令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9
9	認第3号	令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	10
10	認第4号	令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	11
11	認第5号	令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について	12
12	認第6号	令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について	13
13	認第7号	令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について	14
14	議第39号	令和3年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	15
15	議第40号	令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	16
16	議第41号	令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）	別冊

17	議第42号	令和4年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
18	議第43号	令和4年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
19	議第44号	寒河江市印鑑条例の一部改正について	17
20	議第45号	寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	20
21	議第46号	寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	22
22	議第47号	寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について	28
23	議第48号	寒河江市営住宅条例の一部改正について	32
24	議第49号	財産（小型除雪車）の取得について	34
25	議第50号	財産（除雪グレーダ）の取得について	36
26	議第51号	市道路線の廃止について	38

議第 3 6 号

寒河江市教育委員会委員の任命について

寒河江市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

記

鈴木 淳 一 （敬称略）

理 由

寒河江市教育委員会委員のうち 1 名が任期満了となることに伴い、委員の再任について議会の同意を求めようとするものである。

議第37号

寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について

寒河江市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

木村 二 男 （敬称略）

理 由

寒河江市固定資産評価審査委員会委員のうち1名が任期満了となることに伴い、委員の再任について議会の同意を求めようとするものである。

議第38号

表彰について

寒河江市表彰条例（昭和36年市条例第34号）第2条の規定により次の者を表彰
したいので、議会の同意を求める。

令和4年9月1日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

記

氏 名	表 彰 事 由
折 居 和 夫	表彰条例第2条第4号（保健衛生）

住 所	社 名	代 表 者 名	表 彰 事 由
寒河江市越井坂 38番地の1	角田商事株式会社	代表取締役社長 角 田 祐一郎	表彰条例第2条 第6号（金品等の 寄贈）

（敬称略）

理 由

寒河江市表彰条例に基づき表彰しようとするものである。

報告第5号

令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度寒河江市財政の健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.21)	— (18.21)	7.8 (25.0)	— (350.0)

備考 下段括弧内は、寒河江市の早期健全化基準

報告第6号

令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和3年度寒河江市公営企業の資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

記

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

承認第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和4年8月3日に発生した豪雨災害に係る緊急的な経費追加のため、令和4年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要したので専決処分を行ったものである。

認第1号

令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和3年度寒河江市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第2号

令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和3年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第3号

令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和3年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第4号

令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理由

令和3年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第5号

令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和3年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を経ようとするものである。

認第6号

令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3
年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算を別冊のとおり監
査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和3年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算について、
議会の認定を経ようとするものである。

認第7号

令和3年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度寒河江市立病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

令和3年度寒河江市立病院事業会計決算について、議会の認定を経ようとするものである。

議第 3 9 号

令和 3 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、
令和 3 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の議
決を求めるとともに、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度寒河江市
水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

理 由

令和 3 年度寒河江市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の
議決を求めるとともに、令和 3 年度寒河江市水道事業会計決算について、議会
の認定を経ようとするものである。

議第40号

令和3年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定に
ついて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、
令和3年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分したいので議会の
議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和3年度寒河江
市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付
する。

令和4年9月1日 提 出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

理 由

令和3年度寒河江市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会
の議決を求めるとともに、令和3年度寒河江市下水道事業会計決算について、
議会の認定を経ようとするものである。

議第 4 4 号

寒河江市印鑑条例の一部改正について

寒河江市印鑑条例（昭和 5 5 年市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市印鑑条例の一部を改正する条例

寒河江市印鑑条例（昭和55年市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「電子計算組織」を「磁気ディスク」に改める。

第8条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第10条第3項を次のように改める。

- 3 第1項の規定にかかわらず、被登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と電気通信回線で接続した当該被登録者の使用に係る電子計算機に、暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

第10条に次の1項を加える。

- 4 第2項の印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影を、電子計算機から出力した写しについて証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合にあっては氏名及び当該通称）
 - (2) 出生の年月日
 - (3) 男女の別

(4) 住所

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

オンラインによる印鑑登録証明書の交付申請を可能とするため、所要の改正をしようとするものである。

議第45号

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

寒河江市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

理 由

育児参加のための休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正をしようとするものである。

議第46号

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成4年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）
において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月に到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月に到達日において地方等育児休業をしている場合

(3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に

係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

育児休業の取得回数制限の緩和等を行うため、所要の改正をしようとするものである。

議第 4 7 号

寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について

寒河江市市民浴場に関する条例（昭和 5 7 年市条例第 3 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 4 年 9 月 1 日 提 出

寒河江市長 佐 藤 洋 樹

寒河江市市民浴場に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市市民浴場に関する条例（昭和57年市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「向上」を「向上を図るとともに、交流を通じた活力ある地域づくり」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 位置 寒河江市大字島147番地の15

第6条第2号中「火気（喫煙を含む。）」を「火気」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 喫煙をしないこと。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（使用者の範囲）

第7条 別表に定める福祉風呂を使用できる者は、疾病、障がい、怪我、高齢等により入浴に介助が必要な者及びその介助者とするものとし、使用するときは介助者とともに使用しなければならない。

附則第2項を次のように改める。

（東日本大震災に係る使用料の特例）

2 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、市内に避難する東日本大震災の被災者等に対する使用料は、市民と同様とする。

別表を次のように改める。

区分		使用料	
		大人	小人
一般浴室	市民	250円	100円
	市民以外の者	350円	100円
	障がい者（市民）	100円	50円
	障がい者（市民以外の者）	200円	50円
	回数券12枚つづり（市民）	2,500円	—
	回数券12枚つづり（市民以外の者）	3,500円	—
福祉風呂	市民	1組 1時間	300円
	市民以外の者	1組 1時間	500円
休憩室（1回）		200円	100円
備考			
<p>1 「大人」とは15歳以上、「小人」とは15歳未満とする。ただし、未就学児は無料とする。</p> <p>2 「障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者</p> <p>(2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 市民浴場の管理を指定管理者に行わせるために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

理 由

市民浴場の移転新築に伴い、目的、設置場所、使用料等について、所要の改正をしようとするものである。

議第48号

寒河江市営住宅条例の一部改正について

寒河江市営住宅条例（平成9年市条例第30号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市営住宅条例の一部を改正する条例

寒河江市営住宅条例（平成9年市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

住宅名	設置年度	構造	戸数	共同施設	所在地
ひがし団地	昭和53年度	中耐4階建	48戸	集会室	寒河江市大字日田字五反72番地
	昭和54年度	中耐4階建	24戸		
	昭和55年度	中耐4階建	24戸		
高田団地	平成3年度	中耐4階建	32戸	集会室	寒河江市高田一丁目2番地の1
	平成5年度	中耐4階建	24戸		
陵南アパート	令和3年度	木造2階建	30戸		寒河江市大字寒河江字塩水55番地

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

西寒河江住宅、高屋住宅、西浦住宅の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものである。

議第49号

財産（小型除雪車）の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年市条例第7号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 財産の種類及び数量 小型除雪車（1.3m級） 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 金24,979,130円
〔 内 訳 物品代金 22,709,130円 〕
〔 消費税 2,270,000円 〕
- 4 取得の相手方 寒河江市大字西根字中川原110番地の1
寒河江重車輛株式会社
代表取締役 土田 朋由

理 由

小型除雪車を更新し、市道の車道及び歩道の除雪作業を行うことにより円滑な道路交通の確保を図るため、財産を取得しようとするものである。

議第50号

財産（除雪グレーダ）の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年市条例第7号）第3条の規定により、別紙のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

- 1 財産の種類及び数量 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 金29,654,130円
〔 内 訳 物品代金 26,959,130円 〕
〔 消費税 2,695,000円 〕
- 4 取得の相手方 山形市蔵王成沢字町浦192番地
コマツ山形株式会社 山形支店
支店長 木村陽一

理由

除雪グレーダを更新し、市道の車道除雪作業を行うことにより円滑な道路交通の確保を図るため、財産を取得しようとするものである。

議第51号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、別紙のとおり市道の路線を廃止する。

令和4年9月1日 提出

寒河江市長 佐藤 洋 樹

路線 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
10127	西浦5号線	寒河江市大字高屋字西浦444番2	
		寒河江市大字高屋字西浦444番2	

理 由

寒河江市営西浦住宅の用途廃止による解体に伴い、一般交通の用に供する必要がなくなったため、1路線を廃止しようとするものである。